

# 公益財団法人 岩手県市町村振興協会の人材育成支援

平成 27 年度から新しい助成が始まります！

岩手県市町村振興協会は、サマージャンボ宝くじとオータムジャンボ宝くじの収益金を、市町村振興事業や災害対策のために活用する機関です。振興事業の一つとして人材育成を掲げており、研修助成をはじめ各種事業についてご紹介いたします。ぜひご活用ください。

## 1 新しい助成の対象

これまでも当協会は、市町村アカデミーと国際文化アカデミー（以下「アカデミー等」）が実施している研修を市町村職員等が受講する場合、受講に係る経費のうち、市町村等がアカデミー等に支払う経費全額と旅費の一部を助成しています。

新しい助成は、次に掲げる研修機関が実施している研修を受講する場合に、市町村等が研修機関に支払う経費全額を助成するものです。受講料だけでなく、研修機関の寮を利用する場合の宿泊費や教材費など、研修機関から市町村等に請求されるすべてが対象となります。

- (1) 一般財団法人全国建設研修センター
- (2) 公益社団法人日本水道協会
- (3) 地方共同法人日本下水道事業団

## 2 各研修機関の例外

今回、新たに対象とした研修機関について、例外事項がありますので、それについてお知らせします。

### (1) 全国建設研修センター

全国建設研修センターでは、平成 27 年度まで東日本大震災の被災地支援事業として、被災地で災害復旧・復興に携わる市町村職員等を対象に、研修会費と宿泊費を無料とする事業を実施しています。この助成の対象となった場合、当協会の助成は利用できません。この事業の対象市町村は、宮古市、大船

渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、滝沢市、矢巾町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町です（11 市 7 町 3 村）。

所在地：東京都小平市喜平町 2-1-2

電話：042-324-5315（代表）

ホームページ：<http://www.jctc.jp/>

### (2) 日本水道協会

日本水道協会の地方支部や都道府県支部が実施する研修は対象外となります。また、同協会岩手県支部の助成事業の対象となった場合、当協会の助成は利用できません。

所在地：東京都千代田区九段南 4-8-9

（研修所は埼玉県川口市川口 4-3-39）

電話：03-3264-2462（研修課）

（研修所は 048-258-3881）

ホームページ：<http://www.jwwa.or.jp/>

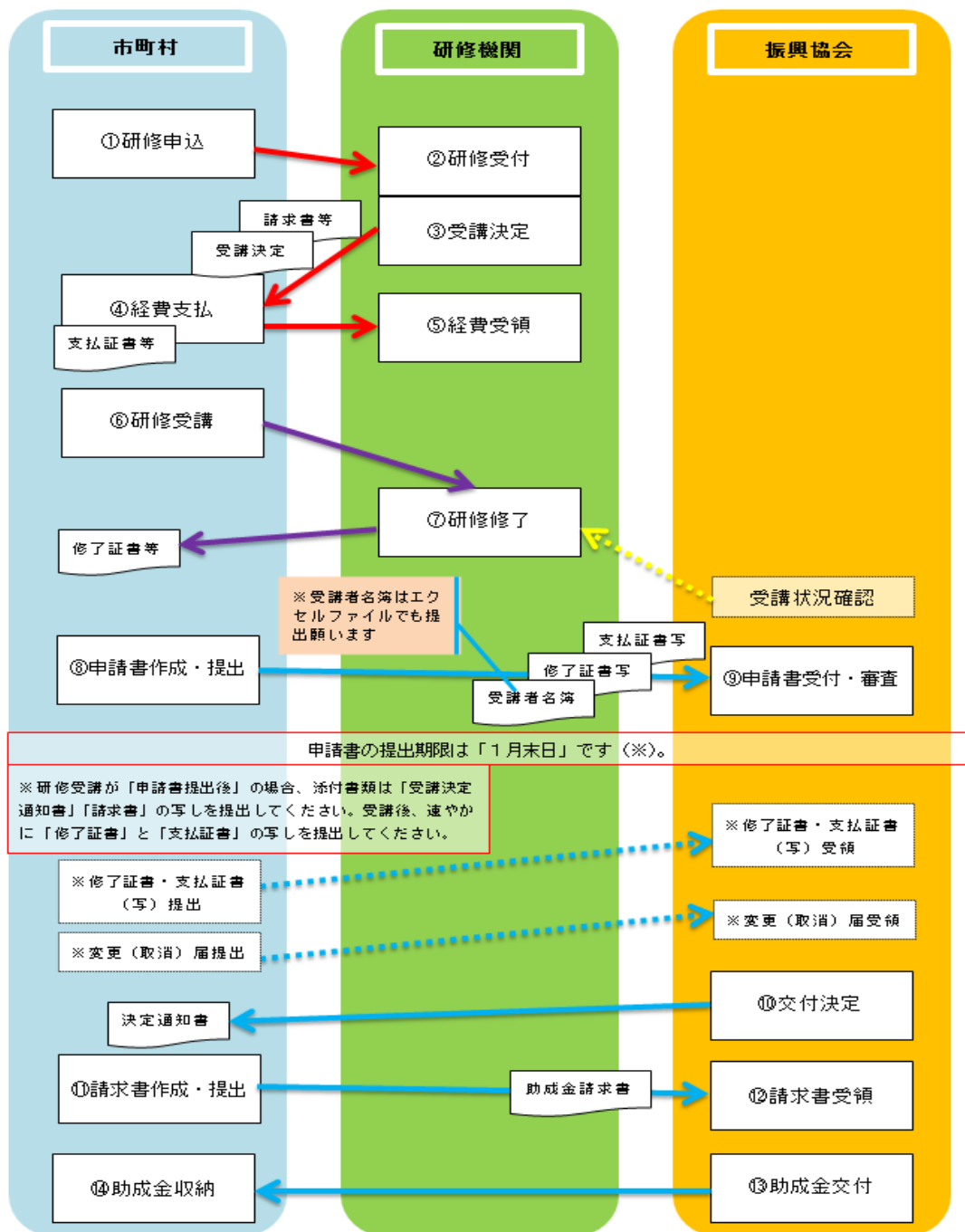
### (3) 日本下水道事業団

公益財団法人岩手県下水道公社が実施する研修支援制度があり、受講料が対象となっております。この制度の対象となった場合、当協会の助成は利用できません。ただし、受講料以外に市町村等が同事業団に支払うべき経費（寮の宿泊費など）がある場合は、当協会の受講の対象となります。

所在地：埼玉県戸田市下笹目 5141

電話：048-421-2692

ホームページ：<http://www.jswa.go.jp/>



### 3 助成を受けるには

当協会の助成制度を利用するに当たり、注意していただきたい点があります。それは、当協会の助成は市町村等に対する助成であることから、受講に要する経費を一旦、市町村等が支払わなければならない、ということです。ここでは、助成の事務手続きについてお知らせします。

#### (1) 研修の申し込みから研修修了まで

研修の受講手続きや受講料等の支払い、研修修了までは各市町村等のこれまでの事務手続きどおりです。ただし、助成金の交付申請に当たり、研修修

了が分かる書類（修了証書等）と研修機関に支払ったことが証明できる書類（支出命令書等）が必要になりますのでご注意ください。

#### (2) 申請期限は1月末

当協会事務の都合上、大変申し訳ありませんが、申請期限を1月末日といたします。

図に示しているとおり、1月末日までに「申請書（様式1）」「受講者名簿（様式4）」を作成いただき、「修了証書等の写し」「支払いを証明する書類の写し」を添えて、当協会あて提出いただきます。

当協会では、内容を確認した上で、決定通知書を作成、送付。それを受けて市町村等で請求書（様式

3)を作成し、当協会あて送付してください。請求書がそろい次第、3月中に市町村等の指定口座に振り込む予定としています。

申請期限を1月末とすると、2月以後に開催される研修について、修了証書等が添付できない、また、まだ支払いが終わっていないケースが考えられます。そのため、2月以後に開催される研修を受講する予定の場合、申請には受講決定通知等の写しと請求書の写しを添付してください。研修受講後、改めて修了証書等と支払いを証明する書類等を送付してください。

#### 4 当協会の研修事業

当協会は、このほかにも研修助成や研修事業を実施しておりますので、ご紹介いたします。

※文中のH26金額は決算見込額です

##### (1) 市町村アカデミー等研修受講費助成

市町村アカデミー（千葉市）と国際文化アカデミー（大津市）が実施している研修に市町村等の職員を派遣した場合、アカデミー等に支払うすべての経費と旅費の一部（千葉市1万5000円、大津市3万円）を助成しています（H26:722万4620円）。

##### (2) 研修事業に対する助成

アカデミー等のほか、次のとおり助成しております（H26:2505万4620円）。

- ・岩手県市町村職員研修協議会と独自に職員研修を実施している自治体が開催する研修に係る経費の一部に対する助成
- ・市長会、町村会、市議会議長会、町村議会議長会が実施している研修事業に対する助成
- ・海外派遣研修に係る経費の一部と報告書の製作費等に対する助成

##### (3) 研修事業の委託

新任職員や管理職などを対象とした階層別研修や業務に必要な専門知識の習得するための専門研修、職務遂行能力や技術向上のための特別研修を、岩手県市町村職員研修協議会に委託（H26:1771万4117円）。

#### (4) 研修の実施

##### ① 行政調査研修

先進地の視察調査、職員相互の意見交換を目的に3つほどのテーマを設定し、10月～11月ころ実施しています。また、旅費等に対して助成も行っています（H26:112万円）。平成27年度は助成枠を拡大する予定です。

＜平成26年度の実施内容＞

- ・地域福祉コース（岡山県総社市、岡山市）
- ・着地型観光コース（長野県千曲市、飯山市）
- ・公金債権回収コース（千葉県船橋市、東京都小平市）



##### ② パソコン研修

パソコン操作技術の習得・向上のために、8月～9月ころ実施しています。参加は無料です。平成26年度はワード、エクセル、パワーポイント、アクセスの講座を開催しました（H26:108万円）。

##### ③ 市町村職員研修会

各界の講師を招いて講演会を実施しています。平成26年度は、田崎史郎氏（時事通信社解説委員）と清水宏保氏（元スピードスケート選手）をお迎えしてご講演いただきました（H26:133万7881円）。



-----お問い合わせ-----

公益財団法人岩手県市町村振興協会

電話 019-651-3461 ファクス 019-654-4447

E-MAIL office@i-shichokai.com

# 公益財団法人岩手県市町村振興協会専門研修受講費助成金交付要綱

平成 27 年 2 月 24 日 理事長決裁

## (目的)

**第 1** 効率的な市町村行政の推進に資するため、県内の市町村（一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）が、専門的な研修を実施している機関等に職員等を派遣する場合、その受講に要する経費に対し、この要綱に定めるところにより予算の範囲内において助成金を交付する。

## (助成金の交付対象及び額)

**第 2** 第 1 に定める経費は、次の各号に掲げる研修実施機関が実施する研修の受講に要する経費として、市町村が研修実施機関に支払った額とする。

- (1) 一般財団法人全国建設研修センター
- (2) 公益社団法人日本水道協会
- (3) 地方共同法人日本下水道事業団

## (助成金の交付申請)

**第 3** 助成金の交付の申請をしようとする市町村は、専門研修受講費助成金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 専門研修受講者名簿（様式第 4 号）
- (2) 当該研修の修了証書の写し
- (3) 当該研修受講に要する経費に係る支払書類の写し

**2** 当該研修が当該年度の 2 月 1 日以後に実施される場合、前項第 2 号及び第 3 号の書類に代えて、受講決定通知書と受講に要する経費の請求書の写しを提出するものとし、当該研修修了後、速やかに前項第 2 号及び第 3 号の書類を提出するものとする。

## (助成金の交付決定及び通知)

**第 4** 理事長は、第 3 第 1 項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（様式第 2 号）により当該申請をした市町村に通知するものとする。

## (派遣者の変更)

**第 5** 第 3 第 2 項に該当する場合で、派遣する者を変更し、またはその派遣を中止するときは、受講者変更（取消）届（様式第 5 号）により理事長に届け出なければならない。

## (助成金の請求及び交付)

**第 6** 第 4 の決定通知を受けた市町村は、専門研修受講費助成金交付請求書（様式第 3 号）を理事長に提出しなければならない。

**2** 理事長は、前項の請求があったときは、当該請求に係る書類を審査し、決定の内容に適合すると認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

## (委任)

**第 7** この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

専門研修受講費助成金交付申請書

平成\*\*年\*\*月\*\*日

公益財団法人岩手県市町村振興協会

理事長 ○○ ○○ 様

(団体名) (代表者名)

印

専門研修受講費助成金の交付を受けたいので、同助成金交付要綱第3の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 申請額 ○○○○○ 円
- 2 申請の内訳 別添「専門研修受講者名簿」のとおり
- 3 添付書類

	専門研修受講者名簿（様式第4号）（※1）
	修了証書（研修受講を証明する書類）の写し
	支払証書（受講経費の支払書類）の写し
	受講決定通知書の写し（※2）
	請求書（受講経費が分かる書類）の写し（※2）

※左欄に○印を記入してください。

「3 添付書類」についての注意事項

※1 専門研修受講者名簿（様式第4号）は、この申請書に添付するほか、電子メールでエクセルファイルを送信（あて先：office@i-shichokai.com）してください。

※2 研修実施日が申請日以降の場合に提出してください。なお、受講修了後は、速やかに修了証書と支払証書の写しを提出してください。

担 当	課等名			
	氏 名			
電 話		内 線		
F A X				
E-Mail				

専門研修受講費助成金交付決定通知書

\*\*岩振協第\*\*\*号

平成\*\*年\*\*月\*\*日

（各市町村任命権者）様

公益財団法人岩手県市町村振興協会

理事長 ○○ ○○

先に申請がありました専門研修受講費助成金について、同助成金交付要綱第4の規定により、次のとおり決定し、通知します。

記

- 1 申請額 ○○○○○ 円
- 2 交付決定額 ○○○○○ 円
- 3 交付予定日 平成\*\*年\*\*月\*\*日
- 4 その他

平成\*\*年\*\*月\*\*日までに「専門研修受講費助成金請求書（様式第3号）」を当協会あてご提出ください。

担当：（公財）岩手県市町村振興協会 ●●

〒020-8510

盛岡市山王町4-1 岩手県自治会館内

TEL 019-651-3461 FAX 019-654-4447

E-Mail office@i-shichokai.com

専門研修受講費助成金交付請求書

平成\*\*年\*\*月\*\*日

公益財団法人岩手県市町村振興協会

理事長 ○○ ○○ 様

(団体名) (代表者名)

印

平成○年○月○日付け\*\*岩振協第\*\*\*号で交付決定された、専門研修受講費助成金について同助成金交付要綱第6の規定により、次のとおり請求します。

記

1 決定額 ○○○○○ 円

2 請求額 ○○○○○ 円

3 振込先

金融機関名		
本・支店名		
口座種別		
口座番号		
口座名義人	フリガナ	
	口座名義	

担 当	課等名			
	氏 名			
電 話		内 線		
F A X				
E-Mail				

専門研修受講者名簿			(市町村等名を入力してください)	合計金額	0	
No.	受講者職名	受講者氏名	研修科目名	研修期間	受講経費	研修機関名 ※リストから選択
1				～		
2				～		
3				～		
4				～		
5				～		
6				～		
7				～		
8				～		
9				～		
10				～		
11				～		
12				～		
13				～		
14				～		
15				～		
16				～		
17				～		
18				～		
19				～		
20				～		
21				～		
22				～		
23				～		
24				～		
25				～		
26				～		
27				～		
28				～		
29				～		
30				～		
31				～		
32				～		
33				～		
34				～		
35				～		
36				～		
37				～		
38				～		
39				～		
40				～		
41				～		
42				～		
43				～		
44				～		
45				～		
46				～		
47				～		
48				～		
49				～		
50				～		
51				～		
52				～		
53				～		
54				～		
55				～		
56				～		
57				～		
58				～		
59				～		
60				～		
61				～		
62				～		
63				～		
64				～		
65				～		
66				～		
67				～		
68				～		
69				～		
70				～		
71				～		
72				～		
73				～		
74				～		
75				～		



## 受講者変更（取消）届

平成\*\*年\*\*月\*\*日

公益財団法人岩手県市町村振興協会  
理事長 ○○ ○○ 様

(団体名) (代表者名)

印

先に、専門研修受講費助成金交付申請に当たり提出した受講者名簿のうち、派遣する者を次のとおり変更（取消）したので、下記のとおり申し出ます。

### 記

- 1 派遣研修名（研修先）  
●●●●研修（研修機関名）

- 2 変更（取消）内容

(1) 受講予定者の職・氏名		
(2) 変更・取消の別	変更	取消
(3) 変更した者の職・氏名		

- 3 添付書類（※）

	修了証書（研修受講を証明する書類）の写し
	支払証書（受講経費の支払書類）の写し
	受講決定通知書の写し（※（2））
	請求書（受講経費が分かる書類）の写し（※（2））

左欄に○印を記入してください。

※添付する書類

- (1) (研修が修了している場合) 研修受講を証明する書類（研修修了証等）と支払った受講経費が分かる書類（支払証書等）の写しを、この届に添付してください。
- (2) (これから研修を受講する場合) 受講決定通知と受講経費が分かる文書の写しを、この届に添付してください。なお、受講修了後は、速やかに（1）の書類を提出してください。

担 当	課 等 名			
	氏 名			
電 話		内 線		
F A X				
E-Mail				